

11年4定 懲罰特別委員会 動議と討論

君島雄一郎議員に対する処分要求の件について

君島雄一郎議員に対する処分要求の件について、日本共産党を代表して、懲罰事犯に該当し、懲罰を科すべきという立場から討論に参加致します。

今回の処分要求は、君島雄一郎議員の一般質問における発言の一部に、加藤、高谷両議員に対する侮辱があり、その侮辱に対する処分、懲罰を求めたものがあります。

本来、言論の府である議会は、議員の発言は自由闊達な場となるように、それぞれの議員個人を見解や主張を尊重して成り立つものであります。しかし、一方で、議員個人を侮辱するような発言は、厳に慎むべきものであり、議員を批判する場合、節度をもって発言がなされなければなりません。ところが、今回の場合は、残念ながら、両名の議員活動における調査活動に対し、「不法侵入」と断定していたことは、行き過ぎた発言であり、取り消しが必要であり、両名の侮辱に対する名誉回復が必要だと判断するものであります。

このような行為を黙認すれば、再び、明白な根拠も無く、議員個人に対する批判が繰り返されることは、議会の秩序と品位を維持する上で、適切な判断とは言えなくなります。

過去にも君島議員は、高谷議員に対する不穏当な発言をしたことで、陳謝したこともあり、また、加藤議員に対しては、暴言をはいたことで訴訟に至り、幸いにも「和解」した経過があります。再三にわたる議会の品位にかかわる行為を繰り返してきたことを考えると、再発を懸念するものです。

今回の件は、審査を通じて提起されている問題の発言について、事実関係を客観的に確認させてもらい判断に至ったものであり、わが党としては、無所属の会、所属の君島雄一郎議員に対し、陳謝の懲罰を科すべきものと判断致しました。

以上で討論を終わります。

加藤秀子議員に対する処分要求の件について

【動議】加藤秀子議員に対する処分要求の件について、懲罰事犯に該当しないので、懲罰を科すべきではない動議を提案致します。

今回の処分要求については、加藤議員が君島雄一郎議員の一般質問における発言について、侮辱と思われる発言があり、議長のもとで発言の精査を求めたにもすぎない行為であります。処分要求は、その精査を求めた行為が、発言権を侵害する行為であるとしていますが、一般的に議場における発言に疑義、問題があると判断した場合、正確な発言をとらえる必要が、議長において精査を求めることは当然の行為であります。その行為自身について、侮辱と解した場合、今後、議長が議場の秩序を維持する上で、その議事運営に協力する議員からの議事進行、運営上の質問ができなくなるわけです。そして、今後、議事進行、運営の発言は、極めて厳しい制限をかけることにつながるものと考えています。

今回の発言は、「発言の精査を求める」ために発せられた発言や行為であり、侮辱にはあたらず、もともと処分要求に請求要件には該当しないものと判断しました。また、申し添えれば、精査を求めた発言と行為が侮辱にあたるのであれば、発言の精査を必要とする最終的な判断をした者は、議長であり、その議長も兩名と同様に「侮辱があった」とされてしまうわけであります。

以上で提案説明を終わります。

以上で討論を終わります。

高谷清彦（あきひこ）議員に対する処分要求の件について

【動議】高谷議員に対する処分要求の件について、懲罰事犯に該当しないので、懲罰を科すべきではない動議を提案致します。

高谷清彦（あきひこ）議員の処分要求は、加藤議員と同様に、「君島雄一郎議員」の一般質問の発言について、あくまでも精査を求めたものであります。

また、議長の判断のもとで、一般質問を中断し、精査した行為は、適切な判断であったものと考えます。

この一連の発言と行為について、君島議員は「発言権が侵害されたもの」と判断し、侮辱とみなし、処分要求されたものですが、まったく要件にもあたらず、懲罰事犯に該当しないのであり、懲罰を科すべきものではないと判断しました。

以上で提案説明を終わります。